船橋市立船橋小学校「学校いじめ防止基本方針」

関連法令: いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日 公布) いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)

船橋市いじめ防止基本方針(令和3年4月1日 施行)

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめに関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1)基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動等に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、全校集会等での指導を実施する。
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」(児童一人一人に「自己存在感」をもたせる場面や「自己決定」の場面を与え、自己有用感を高める 授業)を目指し、日々の授業を展開する。
- ・児童会活動の中に、いじめ防止を目的とした「児童集会」を位置づけ、実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、意見箱の設置等の必要な措置を講ずる。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるようにする。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・教職員の不適切な発言がいじめを助長することがあることを認識し、十分に気をつけた上で指導する。

④ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

・児童及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、 インターネット等を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、高学年児童に年 1 回、学年集会 等で指導を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

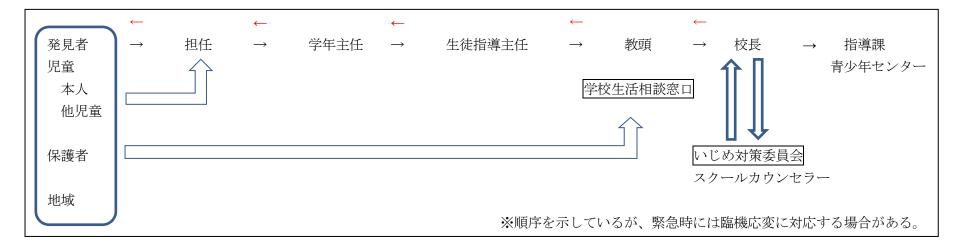
① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめ防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
- <構成員> 生徒指導担当、養護教諭、各学年1名、必要に応じて関係職員
- <活 動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。 いじめ事案に対する対応に関すること。
- <開催> 月1回を定例会とし、深刻な事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを見ていた周辺の児童に対しても指導を行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等に おいて学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③いじめが起きた際の連絡体制



(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 具体的な取り組み

(1) いじめ防止のために

- ①児童の情操と道徳心を培い、豊かな人間関係を築く素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
 - ・「特別の教科 道徳」の時間の年間計画を充実させ、計画的に取り組む。
 - ・異年齢活動(1年と6年、2年と5年、3年と4年)を組む。
 - ・6年「修学旅行」5年「雪国体験学習」4年「一宮宿泊学習」等を中心に体験を通した成長を促す。
 - ・児童会によるいじめ防止の児童集会を行う。
- ②保護者並びに地域住民その他の関係者と連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
 - ・地域の自治会や老人会等の方々をクラブなどの教育活動へ参加いただき、支援しやすい環境を整える。
- ③いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、人権教室等を実施する。
- ④いじめの防止対策等を計画的かつ効果的に推進するための年間計画を作成し、毎年度ごとに見直しを行う。

(2) いじめの早期発見のために

- ①いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、「そうだんポスト」の設置等その他の必要な措置を講ずる。
 - ・定期的な調査を6月下旬~7月上旬、10月下旬~11月上旬、2月上旬~中旬に組み、個人面談を行う。
 - 保健室前の「そうだんポスト」を継続する。

確認者 教頭が毎朝解錠し、中身を確認する。

相談が入っていた場合は、担任・生徒指導主任へ内容を伝え指導にあたる。

- ②児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
 - ・金曜日の放課後を担任と面談できる「ふれあいの日」とし、保護者へ学年だより等で知らせる。
 - スクールカウンセラーの活動を活かす。
- ③定期的な調査の後、必要に応じて本人及び保護者との面談を組む。

7月下旬、各月に設定されている「ふれあいの日」

(3) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上のために

①いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ①児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び、効果的に対処できるように、関係パンフレットの配布や面談での活用等の啓発活動を行う。
 - ・関係パンフレット(無料・児童数分入手可能を目処)を収集して、啓発活動を行う。
 - ・6年生を対象に講師を招聘しての研修会を継続して行う。

4 年間計画 (※状況に応じて変更あり)

<基本施策>

- ① 人権教育を意識した教育活動の充実
- ② いじめの早期発見のための取り組みについて計画的に行う
- ③ いじめの防止等のための対策に関わる人材の確保と資質の向上を図る
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の強化
- ⑤ 保護者との連携を意識した啓発活動と取り組みに対する評価の実施

	○児童の活動 □教職員間の活動	基本	備考
	☆保護者との連携および啓発に関する活動	施策	
通年	□いじめ対策委員の定例会(月1回)	2/3	
	□☆相談ポストの設置、及び周知	2	
	□○「特別の教科 道徳」を中心とする道徳教育の充実	1	
	□○学校のきまり、生活目標を意識した学校生活の指導	1	
	○学級における係活動、当番活動	1	
	○委員会活動、児童会活動 (あいさつ運動等)	1	
	○異学年交流活動	1	
	○各学年による校外学習等の学年行事を通した人間関係作り	1	
	□☆教育相談窓口の設置および周知	1 /4	
4 月	□職員研修①職員会議と通じた「いじめ防止対策推進基本方針」「船橋市いじめ防止基本方針」共通理解	3	
	☆「いじめ防止対策推進基本方針」の周知(ホームページ)	4	
	○□児童会活動・行事を通じた人間関係づくり	1	
	(始業式、入学式、1年生を迎える会)		
5月	○いじめ防止を目的とした「児童集会」	1)	
	○いじめ防止のための道徳学習プログラム (2~6年生)	1	
	○□児童会活動・行事を通じた人間関係づくり(異学年交流)	2	
6月	○いじめ防止のための道徳学習プログラム(1年生)	1)	
	○人権教室(3年生)	1	
	○□教育相談週間	1	
	○□行事を通じた人間関係づくり (一宮宿泊学習4年生)	2	
7月	☆保護者面談週間	3	
	○第1回生活アンケート	4	
9月	□生徒指導主任によるいじめ防止のために伝達講習	1)	
	○□行事を通じた人間関係づくり(修学旅行・6年生)	1	
10月	○平和都市関連標語ポスター応募(6年生)	1)	
11月		1)	
	○□教育相談週間	2 /5	
	○第2回生活アンケート	3	
12月	○ケータイ・スマホ安全教室の実施(6年生)	4	
	○いじめ防止を目的とした「児童集会」	1	
	☆保護者面談週間	5	
	☆学校評価の実施	4 /3	
1月	○□行事を通じた人間関係づくり(雪国体験学習、5年生)	①	
2月		2	
	○第3回生活アンケート	3	
3月	○卒業、進級に向けた学年のまとめ	1)	

◎緊急時相談窓口◎

学校窓口(教頭、生徒指導主任、養護教諭) 047-422-8118

2 4 時間子供 SOS ダイヤル 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0 (2 4 時間)

船橋市青少年センター057-431-3749 (月~金) 9:00~17:00京葉地区少年センター047-422-8709 (月~金) 8:30~17:00船橋市家庭児童相談室047-409-3469 (月~金) 9:00~17:00船橋市家庭児童相談室(子供専用)0120-087-425 (月~金) 9:00~17:00